

	キーワード	発言元	発言内容	現状	課題	対応
1	自然保護指導員制度	愛知	募集時期、募集サイクルはどうか	随時受け付け 規定細則に「期間満了前の3月15日までに本協会会長に申請する。 2月中旬に(例:JMCSA自保発6号)加盟団体宛て通知し登録促進を依頼	慣例的に随時受け付けを実施していることから、事務手続きが煩雑化、登録証の製作発行に支障	1) 指導員規程の理解と認識を各加盟団体へ通知する。 2) 登録期限の切迫状況と登録促進を各加盟団体宛へ通知する。
2	自然保護指導員腕章	栃木	ワッペンが目立たない、腕章を求む。山で活動しているときに腕章のように目立つと行き交った登山者から「ご苦労さま」とか声が掛かる。	腕章の新規製作は組織名の更改とともに廃止している。活動時には主たる表示手段として登録証の携帯励行やワッペンはリュックなどに装着励行を勧めている。	2016年の40回総会での議論での「腕章離れ」を踏まえてワッペンを採用したものであるが、ワッペン装着の効用について調査は未了。	現行通り
3	食糧の残飯処理	岡山・東京	麺類などの汁物の残飯処理は、乾きものよりも処理が	岡山では、汁物は少なめを励行し、残飯として残さない。あるいは持ち帰り用に容器を持参している。	汁もの残飯処理について多くの認識が低い	汁もの残飯処理も持ち帰りの励行を勧める。
4	収集ゴミの処理	群馬・山梨	収集ゴミを山小屋に預けようとしたが拒否された。如何なものか。	市民会館活動で毎年富士登山を実施している。途中の登山道で拾ったゴミの処理に山小屋が非協力的、山小屋は個人のゴミは持ち帰りしている。	持ち帰ることへの意味への理解が低い。山小屋などを集積地点として良いかの議論が要。	収集ゴミは個人の責任で持ち帰る。多量ゴミなどがあつた場合には持ち帰らず所管へ通報。
5	ゴミの持ち帰り	栃木 山梨	拾った責任でというものがあるから、自分で持ち帰るべきである。自分たち以外のゴミを拾ったものについてであるため、小屋に相談してみても良い	山小屋では引取って貰えないだろう。自分で自宅まで持帰るべき。	ゴミの持ち帰りは山のマナーの一つであるの認識の浸透が不足か	収集ゴミは個人の責任で持ち帰る。多量ゴミなどがあつた場合には持ち帰らず所管へ通報。クリーン活動行事として行う場合には、集積場所等について行政などと事前相談を行う。
6	外国人のマナー	長野・宮城・	外国から登山者・客が増加していなか、彼らに日本独特のマナーやモラルを伝えるのは難しい。「郷に入りては・・・」的な発想は北出来ない通用しない。	日本人以外にもマナーを守る指導が必要かも。長野では県レンジャーのマナーカード(日英併記)を配布している	「ゴミの持ち帰り」は山だけでなく街でもある。日本人の常識化したマナーや習慣の押しつけは必要なのか。どのように理解や協力を求めるべきなのか。	長野のマナーカード(※)を参考、検討の要あり。
7	マナーと指導	栃木	尾瀬、日光で活動しているが、若い年齢層の方が聞きわけが良い。中高年は反発する人が多いように感じる。	自然保護の活動中で遭遇。	熟年世代への対応術の研究が必要。	自然保護指導員研修会などのプログラムに加えるなど、今後の課題
8	ドローンによる空撮	長野・宮城・東京	ドローン空撮をどう思うか。奨励してよいか。	岩場の探査、遭難捜索など利用実績あり。野生鳥獣への影響などは未解明。	山岳救助のコンテストなどへの利用が行われているが、自然保護観点から、空撮することの弊害や生態系への影響など問題認識の検証が未了。	許可・承認等手続きは多々ある。航空法、河川法、海は港則法や港湾法、公園内は自然公園法などが関係する可能性があり。
9	入山料	新潟・山梨・東京	入山料の用途の公表なしには、利用者の抛出への理解と合意必要では。	富士山での「保全協力金」と称する徴収の総額や実施状況など、新聞紙上などで見掛ける。	環境保全、登山者の安全対策を用途としているが、支払いを人の意思に任せる「任意」の形の「協力金」の認識。富士山では思うように集まっていなかったという。	
10	公園設備	山梨	上屋を設けるとか、四阿を設置など、悪天候の待避などに対応した山上の施設(山小屋)にできないものか。	南アルプスなどで上屋があればと思う箇所がある模様。	要調査	要調査
11	トイレチップ制	東京	トイレ有料化の推進(一般100円、バイオ200円など)小銭を持って山に入ろう。チップ制でも最低ラインを含め広げることと考えてはどうか。今は金を払うことに抵抗感が残っているのでは。	チップ制等、金銭的に利用者任せで、金銭面の扱いが不透明。心づけた自己満足で終始して、使途も設備の維持などに充てられるか不明。	使用料・利用料とかの名目にする山小屋等のサービス提供側に税等の法的な義務が生じ、敬遠されるのではチップの考え方は、欧米では常識化、日本では定着していない。金額の線引きが常識化させるべき	「小銭を持って山に入ろう」の励行を呼び掛ける。JMCSAで制作した「置き去りにしないで山のトイレごみ」など増刷を配慮する。
12	自然保護指導員の資質	石川	指導員として勉強している人もいるが、腕章だけでふんぞり返っている人もいる。もっと勉強が必要	地域による温度差があるが、研修会開催や環境活動など自己研鑽の機会を提供して指導員の資質向上を図っているところもある。	地域の自然保護活動へ参加をするなどし、自己研鑽の機会を提供	新「自然保護指導員の手引き」などの公表を進める。
13	自然保護指導員になるには	東京	指導員はどうやったらなれるか? なったら何をやるのか?	多少の差はあるが、加盟団体内での研修会を経るなどして加盟団体の推薦でJMCSAへ登録申請する。	自然保護指導員規程、同規程細則にしたがう。加盟団体からの申し込みで、出前講座を開講することもある。	加盟団体へ周知を図る
14	満喫プロジェクト	東京 栃木	インバウンドで外国から訪れて来る登山者などへの対応が未熟。外人を山へ呼ぼうとして山小屋を豪華にするより、山の麓で教育するようなどころにお金を使うべき。(ルールやマナー等の周知徹底)	自然地域の(マナー・ルールなど)利用方法についての基礎知識の周知が十分とは言えない。環境省などへ通知するべきでは	山小屋を豪華にするより、山の麓で教育するようなどころにお金を使うよう要望して欲しい。	環境省への提案など要検討